

一般資金(経営者保証非提供枠)

経営者保証に依存しない融資慣行の確立の取組を促進するため、信用保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないことを中小企業者が選択できる国の制度(選択型経営者保証非提供制度)を利用する中小企業者に対して、信用保証料の一部を引き下げた資金を創設します。

制度名	一般資金(経営者保証非提供枠)
対象者	次のいずれにも該当する法人である中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人(国の全国統一の保証制度である「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度」を適用する場合に限る) (1) 決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること (2) 代表者への貸付金等金銭債権がなく、代表者への役員報酬等金銭の支払が社会通念上相当と認められる額の範囲内であること (3) 次の両方又はいずれかを満たすこと ①直近決算における貸借対照表上、債務超過でない ②直近2期決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でない (4) 上記(1)、(2)について、継続的に充足することを誓約していること (5) 保証料率の上乗せによる経営者保証の非提供を希望していること ※ ただし、法人の設立事業年度の決算がない者は(1)、(2)及び(3)、設立事業年度の次の事業年度の決算がない者は(3)の要件は問わない。
融資限度額	8,000万円
資金用途	設備資金、運転資金 ※保証付既往借入金の借換可
融資期間	10年以内(据置期間1年以内を含む)
返済方法	元金均等分割返済
貸付利率	責任共有 年1.55%(固定金利) 責任共有外 年1.40%(固定金利)
信用保証料率	年0.60%~年2.10% ※借入時の保証料率 (一般資金の保証料率(年0.40%~年1.70%)に + 事業者選択型経営者保証非提供制度による上乗せ ・対象者(3)①及び②の両方を満たす場合…0.25% ・対象者(3)①又は②のいずれかを満たす場合 又は 法人の設立後2事業年度の決算がない場合…0.45% - 本資金による保証料引き下げ…0.05%)
担保	不要
連帯保証人	不要
取扱期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日保証申込分まで

ご利用の流れ



※審査の結果ご希望に添えない場合があります。

申し込み先

商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、商工会連合会、しまね産業振興財団

お問合せ先 島根県商工労働部中小企業課金融係

TEL0852-22-5882 ホームページアドレス <https://www.pref.shimane.lg.jp/keieishien/>